

KRC WEB REPORT

KRC ウェブレポート

2005年12月20日号 No.033

今月のキーワード：大気汚染防止法の改正

徒然想

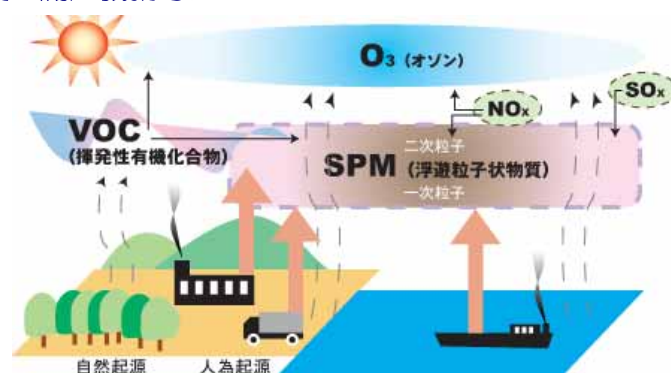
気がつけば、もう年の瀬。毎年思うことですが、一年が過ぎるのは本当に早いものです。どのオフィスでも、この時期の大掃除は一大イベントになっているのではないのでしょうか。もちろん、普段からの整理整頓を心がけていれば年末の大掃除にだって慌てる事はありません。近年、弊社でも整理整頓に関して日ごろから全社員で取り組むようになりました。そんな意識が当たり前になってきますと、社内だけでなく地域の生活環境にも目が向いてくるもので、怠け者の私でも地域ぐるみの清掃活動に参加するようになりました。掃除をした後、きれいな空気で思い切り深呼吸できる町は、かけがえの無い私たちの財産だと感じた次第です。



KRC TECHNICAL TOPICS

大気汚染防止法の改正に伴う VOC 排出濃度の測定義務等について

環境にかかわる話題をひとつ、ご紹介したいと思います。去る平成 17 年 5 月 23 日、環境省より (1)「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び(2)「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」について発表がありました。(1)の内容は、改正法の施行期日は平成 17 年 6 月 1 日と定め、ただし揮発性有機化合物の排出の規制等に係る規定の施行期日は平成 18 年 4 月 1 日とするものです。(2)の内容は、浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならないため揮発性有機化合物の範囲から除く物質として、メタン等の 8 種類の物質を定め、また規制



大気中の VOC と NO_x とが太陽光(主に紫外線)によって光化学反応し、人体に有害な光化学オキシダントが生成される。浮遊粒子状物質(SPM)は発生源から排出された時点で粒子となっている一次粒子と、大気中における光化学反応などにより粒子化する二次粒子がある。二次粒子の主な原因としては、工場や自動車などから排出される VOC、SO_x、NO_x などがある。

の対象となる揮発性有機化合物排出施設として、塗装施設等の 9 種類の施設を定めるものです(環境省 HP より)。この大気汚染防止法の改正により、VOC 排出抑制は排出濃度と自主的取り組みの双方を組み合わせること(ベストミックス)を基本方針とし、VOC を取り扱う工場や事務所での排出濃度の測定や、排出量の規制が行なわれることとなります。今回の排出規制としては、【1】揮発性有機化合物排出施設の都道府県知事への届出義務、【2】排出口からの排出濃度基準の遵守義務、【3】排出濃度の測定義務、が挙げられています。この VOC 排出濃度測定頻度は少なくとも年に 2 回以上で設定される見込みとなっており、VOC 排出施設の設置者はその結果を記録しなければなりません。(当社ではその一部についてお手伝いしております。) 詳細[http://www.krcnet.co.jp/f_works053.htm]

KRC NEWS

その他、弊社の環境保全に関する業務実績についても紹介しております。ぜひご覧ください

- [http://www.krcnet.co.jp/f_works05.htm]

(株)計測リサーチコンサルタントへのお問い合わせは、

電子メール: krc@krcnet.co.jp ホームページ: http://www.krcnet.co.jp/mail/mail_maga.htm で承っております。